

生産行程管理業務規程

令和 5 年 3 月 1 6 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒759－4101）^{ヤマグチケン ナ ガト シヒガシフカワ} 山口県 長門市 東深川 1 8 5 9 － 1

名称（フリガナ）：^{フ カ ワ ヨウケイ ノ ウギ ヨウキョウドウクミアイ} 深川 養鶏 農業 協同 組合

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 末永 明典

ウェブサイトのアドレス：<https://www.chosyudori.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：家きん肉（鶏肉、その内臓肉、かわ、がら及びなんこつ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：長州黒かしわ（チョウシュウクロカシワ） CHOSYU KUROKASHIWA

4 明細書の変更

深川養鶏農業協同組合（以下「組合」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

組合は構成員たる組合員に対し、明細書に記載された生産地・品種・飼育方法等の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導及び助言を行う。

ア 生産地の確認

組合員は「長州黒かしわ生産計画書」（以下「生産計画書」という。）に農場の所在地を記載し、組合へ提出する。

組合はその記載内容及び飼育期間中の現地調査により生産地を確認し「現地調査記録簿」（以下「調査記録簿」という。）に記録し、「生産計画書」と共に保管する。

イ 品種の確認

「長州黒かしわ」の卵は、組合が管理する種鶏孵卵部の「黒かしわ餌付記録」にて確認し、組合にて「黒かしわ餌付記録」を保存する。

組合は「生産計画書」による申請を受けてヒナ（組合孵卵部にて孵卵したもの）を生産者に配付し記録を保管する。

ウ 飼育方法等の確認

組合は、飼育期間中に飼育現場を巡回のうえ、飼育期間・飼育方法・飼育密度が遵守されているか否かを確認して「調査記録簿」に記録し保管する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

組合は、全生産者に対して年1回以上現地調査を実施する。その際「長州黒かしわ」の生産地・品種・飼育方法等の遵守状況を確認して、その結果を記録し保管するほか、生産及び出荷の実態と記録の照合等により、上記ア～ウの手順が妥当かどうかを検証する。

6 明細書適合性の指導

組合は、組合員が明細書に記載された生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該生産者に対し、基準を満たすよう是正を指導する。なお、指導を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、当該生産者に対し「長州黒かしわ」としての出荷を禁止する。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

組合は、5の(1)の周知の際、法第2条第3項に規定する地理的表示(以下同じ。)である「長州黒かしわ」及び法第4条に規定する登録標章(以下「GI マーク」という。)の使用に係る以下の内容について周知する。

明細書に記載されている各基準をいずれも満たした「長州黒かしわ」にのみ、地理的表示である「長州黒かしわ」及びGI マークの使用が可能であること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

組合は、地理的表示である「長州黒かしわ」及びGI マークの使用に係る違反が判明した場合には、違反した構成員に対し是正するよう指導する。なお、組合の指導に従わなかった場合には、当該構成員に対し、地理的表示及びGI マークの使用を禁止できるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

組合は、上記6及び8に関して、「長州黒かしわ」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、「特定農林水産物等審査要領」(平成31年1月31日付け30食産第4245号食料産業局長通知)の別紙報告により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

次の資料を、作成日又は取得日から5年間、保存するものとする。

(1) 組合共同集荷場

- ・出荷情報及び検査結果を記録した「黒かしわ餌付記録」

(2) 深川養鶏農業協同組合

- ・生産地及び出荷羽数を記録した「生産計画書」
- ・現地調査の結果を記録した「調査記録簿」
- ・明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合

ア その事実を裏付ける資料

イ その事実が判明するに至った経緯及び組合が行った指導等の記録

11 連絡先

